

# 特別金利定期預金

令和8年1月13日現在

販売対象	個人のみ
取扱期間	令和8年1月13日(火)～令和8年3月31日(火)
預入期間	・1年 ・3年(複利型のみ)
預入	
(1)預入方法	・一括でのお預入れ
(2)預入金額	・10万円以上 1,000万円未満 1顧客 3,000万円まで(新規預入) ※1,000万円以上での預入の場合は、複数口での契約となります。
(3)預入単位	・1円単位
(4)預入形式	・証書式、通帳式(定期預金通帳)
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利息	
(1)適用金利	・預入期間1年:年0.90%(税引前) ・預入期間3年:年1.10%(税引前) ※本商品における適用金利は初回満期日までとし、初回満期日後は継続日における店頭表示金利にて自動継続となります。
(2)利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・預入期間1年:付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。 ・預入期間3年:付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算。
税金	・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税がかかります。 (本商品は、マル優のご利用が可能です。マル優をご利用の場合は非課税となります。)
中途解約時の取扱い	・原則として中途解約はできません。やむを得ず中途解約される場合は、預入期間に関係なく全て本商品取扱い期間中の普通預金店頭表示金利である0.2%を中途解約利率とします。
満期後利息の取扱	・解約日時点の普通預金利率を適用します。
金利情報の入手方法	・金利は店頭およびインターネット上のホームページに掲載します。詳細は窓口でお問合せください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:096-355-6112)にお申し出ください。 紛争解決措置 熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・本商品の自動継続は、元金継続または元利金継続でのお取り扱いとなります。 ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) ・本商品は今後の金利情勢により予告なしに商品内容、適用金利等の変更あるいは取扱いを中止する場合があります。